

特定工場等において発生する騒音の規制基準

苫小牧市告示第 113 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、平成 25 年苫小牧市告示第 112 号により騒音規制法に基づく規制地域として、それぞれ指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。